

## 第8章 水防協力団体

### 1 水防協力団体指定要領

#### 秋田市水防協力団体指定要領

(趣旨)

第一条 秋田市における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）および国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

(水防協力団体の要件) (法第36条第1項関係)

第二条 水防協力団体の指定に当たっては、法第36条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ反社会的勢力でないことをその要件とする。

(水防協力団体の業務) (法第37条関係)

第三条 水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰めおよび運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管およびその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集およびその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及および啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

(水防協力団体の申請方法) (法第36条第1項および第3項関係)

第四条

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、秋田市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「秋田市水防協力団体指定申請書」（資料8-1）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料8-2）および「水防協力団体組織一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、申請するものとする。

(2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする（任意様式）。

（水防協力団体の指定）（法第36条第2項および第4項関係）

#### 第五条

- (1) 水防管理者は、前条の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「秋田市水防協力団体認定書」（資料8-3）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所および事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

（その他）

第六条 この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改正するものとする。

（委任）

第七条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、水防管理者が別に定める。

## 2 水防協力団体指定申請書様式

（資料8-1）

秋田市水防協力団体指定申請書			
	年	月	日
（宛先）			
秋田市水防管理者			
秋田市長			
住所			
（事務所所在地）			
団体の名称			
代表者氏名			
水防法第36条第1項および秋田市水防協力団体指定要領第4条の規定に基づき、秋田市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料8-2）を添えて申請します。			

### 3 水防協力団体協力活動業務計画書

(資料 8 - 2)

水防協力団体協力活動業務計画書	
	年 月 日
(宛先) 秋田市水防管理者 秋田市長	住所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
秋田市の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。	
※自由記載	
【記載例】	
平時の活動事例	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供</li><li>・ 水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示</li><li>・ 講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発</li><li>・ 小中学校や自治会に対する出前講座等の実施</li><li>・ 水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催</li><li>・ 水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展</li></ul>	
	など
災害時の活動事例	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 土のうの袋詰めや運搬</li><li>・ 子どもやお年寄りなどの救護</li><li>・ 住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援</li><li>・ 土のう袋など水防資器材の設備等の提供</li><li>・ 水防団員・消防団員の休憩場所の提供</li></ul>	
	など
◎その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的にご記入ください。	
[ ]	

#### 4 水防協力団体認定書様式

(資料 8 - 3)

秋田市水防協力団体認定書	
	年 月 日
住所 (事務所所在地)	
団体の名称	
代表者氏名	
秋田市水防管理者 秋田市長	
水防法第36条第1項および秋田市水防協力団体指定要領第5条の規定に基づき、貴団体を秋田市水防協力団体に指定します。	

#### 5 水防協力団体との水防協働活動実施要領

秋田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

(通則)

第一条 秋田市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関（以下、「水防団等」という。）との連携については、水防法およびその関連通知ならびに秋田市水防計画のほか、この要領に定めるところによる。

(水防団等と水防協力団体との連携) (法第38条関係)

第二条 水防法第36条および秋田市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、秋田市からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

(活動報告書の提出) (法第39条関係)

第三条 水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体協力活動報告書」(資料 8 - 4) を提出させることができる。

(情報提供等) (法第40条関係)

第四条 水防管理者は、秋田市水防協力団体指定要領第4条に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前条の「水防協力団体協力活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

(その他)

第五条 この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、その都度改正するものとする。

(委任)

第六条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、水防管理者（市長）が別に定める。

## 6 水防協力団体協力活動報告書様式

(資料 8 - 4)

秋田市水防協力団体協力活動報告書			
	年	月	日
(宛先)			
秋田市水防管理者			
秋田市長			
	住所		
	(事務所所在地)		
	団体の名称		
	代表者氏名		
別紙のとおり水防協力活動を実施しましたので、秋田市における水防協力団体との水防協働活動実施要領第 3 条の規定に基づき提出します。			